

## 2025 年度 民法 解答例

### 第1 Iについて

#### 1 (1)について (293文字)

債権者代位権（民法（以下、法令名省略）423条1項）の制度趣旨は、後の強制執行に備えて、その対象となる債務者の責任財産を保全することにある。

もっとも、金銭債権を代位行使した場合は、債権者は自己への給付を求めることができ（423条の3）、債権者は受け取った金銭の返還債務と債務者に対する債権を相殺することで事実上の優先弁済権が認められることとなるため、責任財産の保全という目的を超える機能をも果たしている。

また、責任財産の保全のためではなく、特定の債権自体の内容の実現を目的とする場合に債権者代位権が用いられる場合として、423条の7は登記請求権等を保全するための代位権行使を認めている。

#### 2 (2)について (294文字)

親権の内容としては、身上監護と財産管理がある。

身上監護に含まれるものとしては、監護教育（820条）、監護教育の具体的な内容として、子が居住する場所を定める居所指定（822条）、子が職業を営むことについての職業許可（823条）がある。また、監護教育における一般原則として、子の人格の尊重義務等が規定されている（821条）。

財産管理の内容は、財産管理と代理である（824条）。

未成年後見人は、親権者と同様の権限を有するが（857条、820条～823条、859条）、財産管理について親権者が自己のためにするのと同一の注意義務を負う（827条）のに対して、善管注意義務を負う（869条、644条）。

### 第2 IIについて

#### 1 問1について

(1) Cとしては、乙' 区画の所有権に基づく返還請求権として駐車場設備の撤去及び乙' 区画の明渡しを求めることが考えられる。

返還請求権の要件は、所有権者が占有を奪われていることである。そして、占有（180条）の要件としての所持とは、社会通念上、その物がそ

の人の事実的支配に属すると認められる客観的関係にあることをいう。

本問においては、Bは、ブロック塀によって乙土地から外形上区分された乙'区画を甲土地の一部として、そのまま乙'区画にはみ出した形で駐車場を経営しているところ、駐車場設備を自ら継続的に設置しているものと解されるから、駐車場設備を設置、所有して駐車場として運用することで、乙'区画を排他的、事実的に支配して占有しているといえる。よって、占有の侵奪により所有権が侵害されているといえるから、所有権に基づく返還請求権として、駐車場設備の撤去及び乙'区画の明渡しを求めることができると解する。

(2) Bとしては、取得時効により乙'区画の所有権を取得したと主張することができる、162条各項の要件が満たされるか問題となる。

Bは、2015年5月15日、Aから、乙'区画をその一部として甲土地の引渡しを受け、それ以後、ブロック塀によって乙土地から外形上区分された乙'区画にはみ出した形で、設備を設けて駐車場として運用しているのであるから、同日から、「他人の物」である乙'区画を排他的、事実的に支配することで、その占有を開始したものといえる。もっとも、現時点の2024年10月時点では、162条各項が規定する期間に満たないため、Aの占有について主張することができる。

Aは、甲土地を入手した2000年3月頃から、ブロック塀によって乙土地から外形上区分された形で、乙'区画を甲土地の一部として扱い使用してきたのであるから、その頃から、乙'区画を排他的、事実的に支配することで、その占有を開始したものといえる。そして、Bは、Aから、甲土地の一部として乙'区画の引渡し（182条1項）を受けているといえるから、占有の承継人といえ（187条1項）、Aが占有を開始した2000年3月頃からの占有を併せて主張することができる。そして、同月頃から現時点までに20年以上経過しているから、162条各項の期間を満たすことになる。

(3) 186条2項により、2000年3月頃からの占有が推定され得るが、本問において占有を喪失した事情は認められない。

また、186条1項によって推定される、所有の意思、平穏、公然につ

いては、A及びBについて、所有の意思の不存在、暴行・強迫又は隠匿による占有といった事情は認められない。

では、162条2項の善意・無過失は認められるか。同項の場合は、BはAの下で完成した時効を援用（145条）することになる。

善意とは、自己に所有権があると信じていたことをいい、無過失とは、自己に所有権があると信じるにつき過失がないことをいう。Aは、甲土地を入手した時から、その時の手違いでブロック塀が乙土地側に寄った形で設置されたため、誤解して、乙'区画を甲土地の一部として扱っていたのであるから、占有開始時において自己に所有権があると信じていたといえるが、甲土地と乙土地との筆界と本来の所有権界とは一致していたのであるから、Aは、登記簿に基づいて実地に調査すれば真実の境界線を容易に知ることができたといえ、それをせずに乙'区画が甲土地に含まれると信じたとしても無過失とは認められない。

そうすると、162条1項の要件は満たすことになるが、同条2項の要件は満たさないことになる。

- (4) Bは移転登記を行っていないが、BとCは、物権変動における当事者の関係に立つといえるため、Cに時効を主張するのに登記（177条）は不要と解する。
- (5) 以上から、Cの請求は、Bが162条2項に基づく主張を行う場合は認められるが、Bが同条1項に基づき時効を援用する場合には認められない。

## 2 問2について

- (1) まず、Dが所有権に基づく返還請求権として、駐車場設備の撤去及び乙'区画の明渡しを求めることができること、そして、Bが162条1項に基づいて取得時効を主張し得ることは上記1のとおりである。
- (2) Dとしては、Cから乙土地を購入し、移転登記を行ったから、Bは取得時効を主張できないと主張することが考えられる。

Bの時効は、2020年3月頃に完成することになるところ、Dは2024年7月15日に乙土地を購入しているため、Dは時効完成後の第三者といえる。この点、時効完成後の第三者との関係では、乙'区画は、Cか

らB及びDに二重譲渡された形となるから、BがDに対して取得時効を主張するためには、登記（177条）が必要と解する。

本問では、Dは移転登記を行っているが、Bは登記を行っていないため、Bは得時時効を主張することができない。

(3) Bとしては、Dは背信的悪意者に当たるから、Dは177条の第三者に当たらないと主張することが考えられる。

まず、同条の第三者とは登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者をいうから、背信的悪意者はこれに含まれないと解する。そして、取得時効の成否については、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないものであるから、背信的悪意者というためには取得時効の要件のすべてを認識している必要はないが、多年にわたる占有継続の事実を認識している必要があると解する。

本問では、Dは、Cから設例4の事情を聞いているのであるから、多年にわたる占有継続の事実を認識しているといえるし、相場よりも1割安い価格で購入しており、これは乙'区画についてのBの権利取得を承認していたものともいい得るため背信性も認められるといえるから、Dは背信的悪意者であるといえる。

(4) 以上から、Bの162条1項に基づく主張は認められるから、Dの請求は認められない。

以上

●最判平 18.1.17 【百選I 54】